

事 務 連 絡
令和3年6月24日

介護予防支援事業所
居宅介護支援事業所
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
管理者様

宇治市健康長寿部
介護保険課長 富治林 順哉

令和3年7月からの軽度者の福祉用具貸与確認申出の取扱いの変更について (通知)

平素は、本市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして令和3年7月1日より取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせします。なお、近日中に、同一内容を宇治市ホームページへ掲載する予定です。

記

取扱い変更点

- ① 事前相談方法を複数設定し、申出日の対応を柔軟に行います。
当該申請を貸与開始日（居宅サービス計画上の算定に係る始期）と同一であるという取扱いの原則から、来庁が難しい場合について、**FAX・メール**での事前相談・受付を行うこととします。＜所属事業所・ケアマネ氏名・福祉用具の種目・サービス担当者会議の日程・貸与開始日・申出理由＞の6点をご連絡ください。
※FAX・メールでの連絡の際は、個人情報漏洩防止の観点から被保険者番号・被保険者氏名については絶対に記載しないでください。追って確認の電話をします。
- ② 申出書提出者名の押印の省略
- ③ 要介護認定申請中の申出に係る要件の緩和
要介護認定申請中の利用者に係る申出において、下記の要件を満たしている場合については、認定結果の如何にかかわらず、その利用に対して一事業所からの申出で足るものとします。
必要な要件：適切なケアマネジメントを実施し、要支援・要介護いずれかの結果であっても対応できるよう、居宅介護支援事業所と包括支援センターとの連携が行われた記録が第4表等に記載されていること。
- ④ 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の終了申出の受付
適切なケアマネジメントに基づき、状態改善がなされ軽度者例外給付の必要性が終了したと判断された場合に終了の申出を受け、貸与終了日の記載された確認書を発行します。

掲載場所

宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

「出来事からさがす」内→「高齢・介護」→「介護保険」はこちら→「介護サービス事業者のみなさまへ」→「新着情報」→「令和3年7月からの軽度者の福祉用具貸与確認申出の変更について」

宇治市介護保険課 給付係
担当：小林・石川・熊野
TEL 0774-22-3141 (内線 2342)
FAX 0774-21-0406
MAIL kaigohokenka@city.uji.kyoto.jp